

八王子市環境保全型農業推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、化学合成農薬、化学肥料等の使用を節減した農産物の生産及び供給並びに総合的に環境と調和のとれた持続性の高い農業の推進に資することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、八王子市認定農業者及び八王子市農業協同組合組合員が減化学合成農薬、化学肥料等の使用を節減した市内産農産物の生産にあたり、別表に掲げる環境保全型資材及び有機質肥料等を購入する経費（以下「対象経費」という。）とする。

(補助率)

第4条 補助金の補助率は、2分の1以内とし、予算の範囲内で決定する。ただし、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、事業着手1か月以内に、環境保全型農業推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は前条の規定による補助金交付申請を受けた時は、規則第7条の規定による審査を行い、助金を交付すべきものと認めた時は、速やかに補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

(申請内容変更)

第7条 補助事業者は、事業計画書の内容に変更があった場合は、内容変更届出書（第6号様式）を提出し、市長の承認を受けること。（軽微なものは除く）

(実績報告)

第8条 当該事業完了後1か月以内に、補助事業等実績報告書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 購入領収書の写し又は支払いを証明する書類
- (2) 事業実施集計表
- (3) 事業実施明細書
- (4) 代理人選任届

(額の確定)

第9条 規則第13条の規定により額を確定するときは、補助金等確定通知書（第5号様式）により行わなければならない。

(事務の委託)

第10条 補助事業者は、その手続きに必要な行為の一部、または全部を農業関係団体等に委託することができる。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。
- 2 この補助金については、補助金制度見直し方針（平成31年（2019年）2月策定）に則り、費用対効果をふまえた効果検証を行うなど、この要綱の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しの措置を講ぜられるべきものとする。

別表（第3条関係）

事業項目	補助対象経費	補助率
環境保全型資材の導入支援	<p>(1) 化学合成農薬（除草剤）等を使用しない防草資材の導入に要する経費 （対象品目：防草シート「アグリシート」）</p> <p>(2) 減農薬栽培を図る資材の導入に要する経費 （対象品目：防虫ネット「サンサンネット」）</p> <p>(3) 産業廃棄物を発生させない資材の導入に要する経費 （対象品目：生分解マルチ「サンバイオ」）</p> <p>(4) その他環境に対する負荷を抑えることができる資材であると市長が認めるものの導入に要する経費</p>	当該事業に要する経費の2分の1以内
有機質肥料等の導入支援	<p>(1) 有機質単肥の導入に要する経費 （対象品目：油粕）</p> <p>(2) 有機質 50 パーセント以上を含む配合肥料の導入に要する経費 （対象品目：有機入りオールミックス 763、マイルドユーキ 888、苦土有機入り化成 801）</p> <p>(3) 有機質 50 パーセント以上を含む土壌改良材の導入に要する経費 （対象品目：みのり堆肥、オルガグリーン（堆肥）、セルカ（有機石灰））</p> <p>(4) その他有機農業を推進するため市長が適当と認めるものの導入に要する経費</p>	